

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）：定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）：定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- ・退職給付引当金

退職金規程に基づく職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では社会福祉事業及び公益事業（居宅介護支援事業）を実施しているが、公益事業は、社会福祉事業と一体的に実施されているため、社会福祉事業区分に含めている。また、収益事業は実施していない。よって、事業区分別内訳表は作成していない。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

拠点区分が陽のあたる家拠点区分1つであるため作成していない。

- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、公益事業（居宅介護支援事業）を実施しているが、当該事業は社会福祉事業と一体的に実施されているため、社会福祉事業区分に含めている。よって、作成していない。

- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (6) 陽のあたる家拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

- (7) 陽のあたる家拠点区分におけるサービス区分の内容は次のとおりである。

- ・「法人本部」
- ・「特別養護老人ホーム」
- ・「ショートステイ」
- ・「デイサービスセンター」
- ・「居宅介護支援事業所」

なお、拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）は作成しているが、拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	54,685,520	0	0	54,685,520
建物	549,235,618	0	25,207,219	524,028,399
合計	603,921,138	0	25,207,219	578,713,919

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	54,685,520 円
建物（基本財産）	524,028,399 円
	計 578,713,919 円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	438,400,000 円
	計 438,400,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	54,685,520	—	54,685,520
建物（基本財産）	549,235,618	25,207,219	524,028,399
構築物	10,889,779	700,148	10,189,631
器具及び備品	52,420,167	7,880,719	44,539,448
合計	667,231,084	33,788,086	633,442,998

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし（徴収不能引当金は設定していない）

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上